

# JCBA

No.189 Mar. 2025

Japan Customs Brokers Association



## CONTENTS

- 2 「ダイバーシティへ推進部会・事務局合同会議」の開催
- 3 青山学院大学で特別講義を実施
- 4 特別掲載「第34回 事後調査と関税評価」
- 14 通関業会だより（横浜税関と神戸税関のあゆみ）
- 20 年末特別警戒における密輸防止合同キャンペーン
- 22 各通関業会業務報告

# 「ダイバーシティへ推進部会・

# 事務局合同会議」の開催

(一社)日本通関業連合会は、2月7日に「ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議」をオンライン形式で開催しました。

本会議には、岡藤会長、渡辺部会長をはじめ、各地区のダイバーシティ推進部会委員、専務理事など計33名が参加し、令和6年度のアクションプランの実施結果を共有するとともに、令和7年度のアクションプランについて意見交換を行いました。

## ◆ 令和6年度の取り組みと成果

令和6年度においては、会長が各地区の通関業会役員に向けてダイバーシティ支援業務の紹介と意見交換を積極的に実施しました。また、ダイバーシティを実践する企業へのヒアリングや講演会を開催し、現場の声を反映した取り組みを推進しました。

こうした活動を通じ、委員からは「会社の上層部におけるダイバーシティへの認識が変化してきた」といった前向きな意見も寄せられ、一定の手応えを感じる成果が得られました。

## ◆ 令和7年度のアクションプラン

令和7年度のアクションプランでは、これまでの取り組みを継続するとともに、新たに「ダイバーシティ推進ワークショップ」を開催し、ダイバーシティ推進部会委員の活動をさらに後押しすることとしました。

本ワークショップでは、実践的な知見の共有や、具体的な課題解決に向けた議論を行い、各地区におけるダイバーシティ推進の取組みをより一層加速させることを目指します。

今後も、ダイバーシティ推進に向けた取り組みを継続し、業界全体の発展につなげてまいります。



写真中央 岡藤会長、左 今野専務理事、右 片田常務理事

# 青山学院大学で特別講義を実施 ～通関業界の現状と課題を留学生と議論～

2025年1月9日（木）

2025年1月9日（木）、青山学院大学大学院経営学研究科（SMIPRPプログラム）において、日本通関業連合会の北村総務部長が「我が国における通関業界の現状について」と題した特別講義を実施しました。

本プログラムは、世界税関機構（WCO）の支援のもと、各国税関職員を対象に戦略経営や知的財産権に関する教育を提供する修士課程です。今回の講義には、バングラデシュ、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、マラウィ、マレーシア、モルディブ、ナミビアからの留学生（各国税関職員）が参加しました。

講義では、日本の通関業界の現状や取組み、貿易円滑化における民間セクターの役割、税関との協力関係の重要性などを紹介。参加者の関心は高く、「通

関士の資質向上の方法」「通関業者向け研修の実施方法」など、活発な質疑応答が行われました。

さらに、「通関業者による汚職の有無」「日本税関と通関業者の協力関係」「AEOを取得している通関業者の割合」など、多岐にわたる質問が寄せられ、和気藹々とした雰囲気の中で、講義の多くの時間を対話に費やしました。異なる国の視点を交えた意見交換は大変有意義であり、相互理解を深める貴重な機会となりました。

今回の講義を通じ、日本の通関業の実態や課題に対する理解が深まり、各国の税関職員との貴重なネットワーク構築の場ともなりました。今後も日本通関業連合会は、国際的な貿易円滑化の推進に貢献してまいります。



通関士専門研修 関税評価・事後調査コース

特別掲載

## 第 34 回 事後調査と関税評価

(一社) 日本通関業連合会

講師 河月義朗

### I はじめに

この「事後調査と関税評価」は、毎年 11 月に税関ホームページに公表される「事後調査の状況」をもとに最近の事後調査の方向性や調査により判明した高額非違事例から関税評価上の留意点を取り上げて連載しています。

直近の令和 5 事務年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の事後調査は、3,576 者（前事務年度比 108.0%）の輸入者に対して輸入事後調査が行われ、その結果、申告漏れ等（非違）のあった輸入者は 2,678 者（前事務年度比 109.9%）となっています（非違率 74.9%）。

令和元年 12 月に新型感染症が中国の武漢で確認され、その原因が新型コロナウイルスであることが明らかになってから、税関の事後調査の立ち入りも制限されることとなり、令和 5 年 5 月の感染症法上の位置付けが 2 類から 5 類感染症に変更されるまで大きく影響を受けました。

今回は、コロナ禍によって影響のあった令和元事務年度から令和 5 事務年度の約 5 年間と何ら影響のなかった平成 26 事務年から平成 30 事務年度の 5 年間の調査事績を比較しながら過去 10 年間の事後調査の状況を検証します。

2. 財務省が公表した令和5事務年度（令和5年7月1日～令和6年6月30日）の事後調査の状況

(1) 令和5事務年度の事後調査の状況

事務年度 項 目		令和5年事務年度		令和4年事務年度
			前年度対比	
実地調査輸入者数①		3,576 者	108.0%	3,312 者
非違判明輸入者数②		2,678 者	109.9%	2,437 者
非違の割合（②／①）		74.9%	1.3 増加	73.6%
申告漏れ課税価格		1,201 億 1,717 万円	135.7%	884 億 9,259 万円
追徴 税額	関 税	8 億 5,888 万円	106.2%	8 億 872 万円
	内国消費税	119 億 7,043 万円	140.3%	85 億 3,461 万円
	納付不足税額	128 億 2,932 万円	137.3%	93 億 4,333 万円
	加算税	6 億 2,238 万円	131.3%	4 億 7,400 万円
	重加算税	4,336 万円	327.8%	1,323 万円
	総 計	134 億 5,170 万円	137.0%	98 億 1,733 万円

(注)当該事務年度に調査が終了したもののみを計上

《令和5事務年度の申告漏れ上位5品目》

令和5事務年度				令和4事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90 類	光学機器等	26 億 4,237 万円	90 類	光学機器等	22 億 5,775 万円
2	85 類	電気機器	17 億 601 万円	87 類	自動車等	14 億 4,649 万円
3	84 類	機械類	14 億 8,761 万円	85 類	電気機器	9 億 8,474 万円
4	30 類	医療用品	14 億 7,569 万円	84 類	機械類	9 億 5,543 万円
5	87 類	自動車等	12 億 6,813 万円	64 類	履物類	4 億 573 万円

(注)分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されています。

## (2) 令和 5 事務年度の主な非違事例（事例 1 ～事例 4）

### 《重加算税が賦課された事例》

#### 事例 1：輸入者が低い価格のインボイスに合わせた虚偽の発注書を作成

輸入者 A は、中国の輸出者から衣類等を輸入していました。A は、輸出者が作成したインボイスが正規の価格よりも低い価格であることを知りながら、正規の価格へ是正することなく、当該インボイスの価格に合わせた虚偽の発注書を作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイス及び発注書に基づき申告していました。その結果、不足していた課税価格は 4 億 52 万円、追徴税額は 8,415 万円（うち重加算税 310 万円）でした。

#### 事例 2：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者 B は、中国の輸出者から織ネームを輸入していました。B は、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。その結果、不足していた課税価格は 4,430 万円、追徴税額は 835 万円（うち重加算税 169 万円）でした。

### <事例 1 及び 2 の解説>

事例 1 は、中国来の衣類等の輸入に際し、輸出者が作成した低価インボイスの価格に合わせた虚偽の発注書(オーダーシート)を作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して輸入申告していたものです。輸出者が低価インボイスを作成した経緯はわかりませんが、発注書を書き換えるという行為は、明らかに税関の事後調査があることを視野にその対策をしたものであり、情状は悪質といえる非違事案です。

また、事例 2 は、中国来の織ネームの輸入に際し、輸出者と通謀して低価のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して輸入申告していたものであり賦課された重加算税額は 169 万円となっています。

この二つの事例のように重加算税が賦課される「隠蔽又は仮装に該当する場合」については、関税法基本通達 12 の 4-1 に次のように例示があります。

- ・ 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。） 、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行っていること
- ・ 特定の税率を適用するため、原産地証明書等証明書その他の書類を改ざん、又は虚偽の申請に基づき当該証明書の交付を受けていること
- ・ 税関長の輸入の許可を受けずに貨物を輸入しようとする事

- ・ 事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行ったこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記に掲げるようなことに該当していることが、合理的に推認できること

重加算税は過少申告又は無申告加算税に替えて賦課されるもので、過去5年以内に重加算税が賦課されたことがある輸入者に対してはさらに10%の加重が課されます。この隠ぺい・仮装行為による重加算税賦課事案は、毎年公表されており、税関の事後調査の重点調査項目の目玉となっています。輸入者は「低価申告であることを十分に認識」しているながら、納付税額を低く偽っており、正に犯罪行為と言えるものですが、このようなケースでは、輸入者の内部における監査体制は全く整備されておらず、不適正な低価申告が常態化しています。通関士としては、顧客の輸入貨物に係る業界情報（特に価格情報）を鋭くキャッチして、税関の事後調査を視野に入れた価格審査をより慎重にしていきたいものと思います。

#### 《その他申告漏れ等のあった事例》

##### 事例3：輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Cは、シンガポールの輸出者から太陽光パネル等を輸入していました。Cは輸出者に対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸出者から購入した輸入貨物の一部に単価誤りが発覚したことから、差額の貨物代金を追加で支払っていました。本来、この差額は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは修正申告をしていませんでした。その結果、不足していた課税価格は9億3,497万円、追徴税額は1億277万円でした。

##### 事例4：輸入者が無償提供した原材料及び加工賃の申告漏れ

輸入者Dは、米国等の輸出者から医薬品を輸入していました。Dは、輸入貨物の製造に必要な原材料を輸出者に無償で提供しその加工賃を支払っていました。本来、無償提供に要した費用や当該加工賃は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは課税価格に含めずに申告していました。その結果、不足していた課税価格は6億4,159万円、追徴税額は6,719万円でした。

#### <事例3及び4の解説>

事例3は、不足申告額9億3,497万円、追徴税額は1億277万円という高額非違です。輸入許可後に輸入貨物の一部に単価誤りが発覚し、その差額を追加で支払っていたとあります。重加算税が賦課されていないことから隠ぺい・仮装行為による低価申告ではないものの、単純な「単価誤り」と考えるには金額が大きすぎるため、何かその他の要因があるかもしれません。

事例4は、米国等からの医薬品の輸入に際し、輸入者が輸出者に無償提供した原材料費の加算漏れとその加工賃の申告漏れです。無償提供物品の評価加算漏れは事後調査における

永遠の課題ですが、最近は、輸入者と通関業者との連携による適正申告に向けた取り組みの工夫が確立されつつあるようです。

また、この非違事例では、「加工賃の申告漏れ」があり、取引形態が逆委託加工貿易のように伺えます。本来逆委託加工貿易の場合は、「売買がない」つまり、「輸入取引がない」ことから関税定率法第4条第1項の「原則的な課税価格の決定方法」により輸入貨物の課税価格を計算することができないものですが、同法第4条第3項の「みなし規定」の適用により、「加工賃」を現実支払価格とみなして申告するものですが、現実支払価格とみなされる仕入書価格（加工賃）が低価であるということから、この非違事例についても隠ぺい・仮装行為があったのではないかと推認されるところです。

### 3. 過去10年間の事後調査事績の推移

（平成26事務年度から令和5事務年度事績）

《立入者数・非違判明者数（単位：者）・非違率》

R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	平均
3,361	715	1,484	3,312	3,576	2,489.6
2,723	600	1,118	2,437	2,678	1,911.2
81.0%	83.9%	75.3%	73.6%	74.9%	76.8%

（上：立入者数、中：非違判明者数、下：非違率）

H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	平均
3,545	4,302	4,325	4,266	4,079	4,103.4
2,363	2,977	3,307	3,365	3,231	3,048.6
66.7%	69.2%	76.5%	78.9%	79.2%	74.3%

これまでの立入者数、非違判明者数及び非違率の過去最高値

- ・立入者数…6,204者（平成21事務年度）
- ・非違判明者数…4,356者（平成21事務年度）
- ・非違率…83.9%（令和2事務年度）

《不足申告額（単位：億円）》

R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	平均
1,231	630	591	884	1,201	907.4
-	-	-	-	-	-

（上段：申告漏れ課税価格、下段：過大申告分を除く額）

H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	平均
1,082	1,521	1,405	1,483	1,549	1,408



1,110	1,538	1,455	-	-	1,367.7
-------	-------	-------	---	---	---------

これまでの不足申告額の過去最高値

・不足申告額…2,468 億円（平成 23 事務年度）

《関税、消費税等の追徴額（単位：億円）》

R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	平均
12.4	9.6	7.2	8.0	8.5	9.1
99.5	53.8	55.4	85.3	119.7	82.7
111.9	63.4	62.6	93.3	128.2	91.8

（上段：関税額、中段：消費税額、下段：合計追徴額）

H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	平均
49.0	42.1	92.9	20.3	12.2	43.3
68.9	103.8	112.8	121.2	124.6	106.3
117.9	145.9	205.7	141.5	136.8	149.6

これまでの関税、消費税等の追徴額の過去最高値

・関税…205.9 億円（平成 24 事務年度）

・消費税…129.4 億円（平成 23 事務年度）

・合計追徴額…298.9 億円（平成 24 事務年度）

《加算税額（単位：億円）》

R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	平均
4.6	3.4	1.9	4.7	6.2	4.16
0.5	1.2	0.1	0.1	0.4	0.46

H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	平均
7.4	10.6	22.1	6.0	6.5	10.52
0.1	6.9	17.6	0.7	0.4	5.14

これまでの加算税額の過去最高値

・加算税…51.0 億円（平成 24 事務年度）

（うち重加算税額は 46.1 億円）

#### 4. 最近の事後調査事績の分析

コロナ禍を含めて過去 10 年間の事後調査事績からは、重加算税賦課事例として二重インボイス（通関用の虚偽インボイスと決済用の正規のインボイスのこと）を使用した低価申告非違事案、

遡及した価格調整金の別払い非違事案（輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ）、輸入者が無償提供した原材料の申告漏れ等の非違事案が毎年公表されています。

また、非違発生の申告漏れ上位品目では「電気機器（85 類）・光学機器等（90 類）・機械類（84 類）・医療用品（30 類）・自動車等（87 類）・肉類（2 類）・履物類（64 類）」が多く、輸入貨物に係る無償提供物品の申告漏れやロイヤルティ・開発費用等の申告漏れが毎年確認されていることがわかります。非違率（非違判明者数÷立入者数）についても、70%から80%と税関による効果的な調査が継続されていることがわかります。

本号ではこの10年間の多くの非違事例から、コロナ禍における令和2事務年度の事後調査トピックスで取り上げられたEC（電子商取引）サイトで販売（輸入）される、いわゆる「越境EC」について考えてみたいと思います。

#### (1) コロナ禍における令和2事務年度の事後調査トピックス

令和元年事務年度の後半から令和5事務年度の前半まで約4年間の間、事後調査の実施はコロナ禍による影響から、立入者数は大きく減少しました。その真只中であつた令和2事務年度の事後調査トピックスに次のような非違が公表されています。

##### <非居住者からの委託を受けて輸入される貨物の申告誤り>

『輸入者Dは、中国の輸出者から家具等を輸入していました。Dは、非居住者が本邦のEC（電子商取引）サイトで販売する予定の家具等の通関手続及び国内運送を輸出者から請け負っていましたが、適正な方法で課税価格を計算せず、輸出者が作成したインボイスに基づき申告していました。その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は2億4,101万円、追徴税額は2,201万円でした。』

この非違事例については、3年前の本連載記事（第31回）で関税評価上の留意点等を詳しくコメントしましたが、その後も電子商取引(EC)は拡大し、航空貨物を利用した通販貨物やフルフィルメントサービス(FS)を利用した海上貨物の輸入申告が増加しています。問題は、これらの輸入において、不正薬物や知的財産侵害物品の不正輸入の摘発や非居住者が国内居住者の名義を勝手に使用した「なりすまし輸入」による関税等のほ脱事案の発生です。

特に、FS利用貨物については、貨物の輸入の時点では「売買」が成立していないことから「輸入取引」がないため、原則的な課税価格の決定方法である関税定率法第4条第1項の規定で課税価格を決定することができません。しかし、取引価格が確定していない状況（輸入取引がない状況）で、輸出者が恣意的な低価のインボイスを作成し、本邦での輸入実績のある輸入者になりすまして関税等をほ脱する事案が増加しているようです。

公表の非違事例は、海外の供給者（販売者）がECサイトを通じて日本で商品を販売しますが、購入者との売買が成立する前に貨物は日本の倉庫(FS倉庫)で在庫管理されており、その

輸入の時点では「買手が存在せず、売買がない」状態です。このような輸入貨物は「輸入取引によらない貨物」に該当するため、原則的な課税価格の計算方法である関税定率法第4条第1項の規定では計算することができず、関税定率法第4条の2（同種または類似の貨物に係る取引価格による方法）、第4条の3第1項（国内販売価格に基づく方法）、第4条の3第2項（製造原価に基づく方法）、第4条の4（その他の方法）のいずれかの規定を順次適用して課税価格を計算することとされています。

税関では、当時各地の通関業会等を通じてFS利用貨物の輸入申告についての注意喚起を行いました。その後も不適正な申告が減少しなかったことからこれらの貨物の不適正申告に対処するため令和5年に一部の制度改正が行われ、また本年10月にも追加の改正が行われることとなっています。

## (2) 制度の改正

### イ 令和5年の改正

輸入申告者は、輸入貨物に係る情報を把握し、責任をもって適正な輸入申告を行う必要性があることから、通達を改正し、それまで輸入申告書の様式で記載を求めていた「輸入者の住所及び指名」を政令上の申告項目に追加しました。この改正により、輸入取引により輸入される貨物については、関税法基本通達6-1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様となり、これ以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分権限を有する者（その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含む。）と明確化されました。

#### 《令和5年の改正（令和5年10月1日施行）》

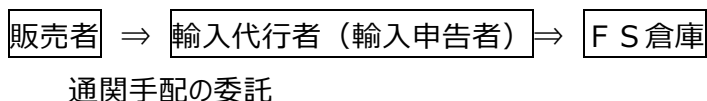
- 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- 上記「輸入者の住所及び氏名」の追加に伴い、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義を明確化

#### 《例示》

- ・ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用する者
- ・ 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて自己（受託者）の名義をもって販売する者
- ・ 加工、修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工、修繕する者
- ・ 滅却するために輸入される貨物は、当該貨物を滅却する者
- 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出

- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が 期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

◎改正前（令和 5 年 9 月 30 日以前）



◎改正後（令和 5 年 10 月 1 日以後）

販売者（輸入申告者：非居住者が輸入申告を行う場合、税関事務管理人を定めて届け出る必要がある。）

通関手配の委託

⇒ 輸入代行者（単に手続の委託を受けた輸入代行者は輸入申告者とはなれない。）

⇒ F S 倉庫

□ 令和 7 年の改正（令和 7 年 10 月 12 日施行予定）

越境電子商取引の拡大に伴う諸問題

- ・不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸の摘発
- ・FS 利用貨物の低価申告

に対処し、適正な課税を実現するために制度を次のように見直すこととされています。

《輸入申告項目に以下の項目を追加》

- 通販貨物に該当するか否か
- 通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称等
- 輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称

《関係法令：輸入申告項目（施行後）》

- ・ 関税法施行令第 59 条、関税法施行規則第 7 条の 6

《関係法令：税関事務管理人（施行後）》

- ・ 関税法第 95 条、関税法施行令第 84 条、第 84 条の 2、関税法施行規則第 11 条の 2、第 11 条の 3

なお、一定の要件を満たす次のような海上貨物については、申告項目の一部省略を認める簡易な通関手続きとすることが検討されています。

- ・海上貨物混載業者が扱う通販貨物
- ・少額貨物（課税価格が 1 万円以下）に係る免税制度の対象貨物

- ・消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- ・他法令の証明、確認を要しない貨物
- ・原産地虚偽表示等がない貨物
- ・輸入申告、予備申告までに事前情報の提供がされる貨物で、NACCS により申告されるもの  
また、制度利用の一定期間前には、税関に事前の申出を行うこととし、通関業者との調整、トリアル利用等を実施する予定もあります。

## 5. まとめ

関税法に非居住者が輸入者となることを禁止する規定はありませんが、非居住者が「輸入者」となることは、関税等の確実な徴収といった観点から現実的ではなく認められていなかったという経緯があります。しかし、貿易取引の多様化の進展に対処するため、平成 15 年 4 月の関税法改正において、「関税法 95 条（税関事務管理人）」の規定が新設され、日本で登記していない法人や日本に拠点を有しない非居住者も一定の手続きを踏めば輸入者として自己の名前で輸入通関手続をする事が可能となりました。

また、関税定率法でも課税価格の決定に際し、輸入取引における「売手と買手の所在地」については特に問題とはしていませんでしたが、貿易取引の複雑化や多様化に伴って適正な課税価格を示す十分な証拠資料が税関に提供されない場合に対処するため、平成 25 年に関税定率法第 4 条（原則的な課税価格の決定方法）の規定の一部が改正されました。

この改正は、「輸入貨物の課税標準となる価格は、…輸入貨物に係る輸入取引がされた時に、…」とされていたそれまでの規定を「輸入貨物の課税標準となる価格は、…輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。）がされた場合において、…」と改めたもので、改正前の基本通達 4 - 1 に規定されていた輸入取引・買手・売手の意義について、「買手」は「本邦に所在する者であること」を明確にしたうえ、「輸入取引」は「買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。」として「本邦に拠点を有さないもの」を買手と称して行う売買は輸入取引ではないことを明確にしたものとなっています。

これからの税関の事後調査は、重加算税の対象となる輸入者に対する調査はより強化され、前述の制度改正による不適正申告の諸問題が解決するか否かは不透明ですが、非居住者から委託を受けて輸入される FS 利用貨物等の適正申告を確保するため、今後主要税関の事後調査部門にセンター機能を持たせて各地の税関が連携したプロジェクト調査や Web 調査等を全国規模で展開する新たな調査手法が展開されるかもしれません。

以上

# 横浜税関と神戸税関のあゆみ

## —通関業の始まりについて—

横浜通関業会常務理事 高橋 幸喜

2024年10月に横浜通関業会に就職し、通関業会の歴史を勉強しようと思った頃、横浜税関業務部次長の藤岡様（神戸税関出身）から、当協会の通関士部会報告会で「最近の税関行政等について」と題する講演を実施していただきました。講演の中で、「横浜税関と神戸税関のあゆみ」の項目がとても参考になったことから、通関業会だよりへの寄稿をお願いしたところ、快諾いただきましたので、ご紹介いたします（一部、横浜通関業会にて追記）。

横浜税関のあゆみ		神戸税関のあゆみ	
日米和親条約締結（1854年（嘉永7年））			
日米修好通商条約締結（1858年（安政5年））			
横浜港開港、「神奈川運上所」開設	1859年（安政6年）	兵庫（神戸）港開港、「兵庫運上所」開設	1868年（慶応3年）
		王政復古の号令により事実上閉鎖、「神戸運上所」開設	
「横浜運上所」に名称変更	1871年（明治4年）		
全国の運上所を「税関」と呼称統一（1872年（明治5年））			
初代横浜税関庁舎竣工	1873年（明治5年）	初代神戸税関庁舎竣工	
			
2代目本関庁舎竣工	1885年（明治18年）		
新港埠頭を税関構内施設として整備開始	1899年（明治32年）		
横浜税関貨物取扱人同盟会創立	1900年（明治40年）代		
	1910年（明治43年）	神戸税関貨物取扱人同盟会創立	
関東大震災（1923年（大正12年））			
		2代目本関庁舎竣工	
3代目本関庁舎竣工	1934年（昭和9年）		

1853年（嘉永6年）に、米国東インド艦隊司令官の「ペリー提督」が、米国大統領の日本皇帝（将軍）あての国書（親書）を持参し、浦賀沖に4隻の軍艦、「黒船」を率いて来航し、開国を要求しました。

米国は、東アジア貿易の拡大を目指しておりましたが、太平洋航路を必要としておりました、当時の

蒸気船では、燃料を十分に積み込むことができず、燃料補給のための寄港地が必要であったようです。

翌1854年（嘉永7年）には、「日米和親条約」が締結され、下田及び箱館が開港しました。

その後、下田駐在のハリス総領事が来日し、幕府

との間で通商条約の締結に向けて交渉が行われましたが、ハリス総領事の条約草案では、既に開港している下田と箱館のほかに、「大阪、長崎、京都、江戸、品川」を開港することが提案されていたようで、「神奈川（横浜）」と「兵庫（神戸）」は、開港の候補地には含まれていなかったようです。

その後、ハリス総領事と幕府との交渉が進められ、その結果、1858年（安政）5年、日米修好通商条約が締結されることとなりますが、条約には、下田、函館に加え、「神奈川、長崎を1859年7月4日から開港」、「新潟を1860年」、「兵庫を1863年」のそれぞれ1月1日から開港する旨、明記されました。

条約締結後、神奈川開港に向けては、現在の神奈川県神奈川本町付近の神奈川湊が、良港としての条件を備えていないことや、神奈川宿付近は、台地と海にはさまれた地形で、外国人居留地を開設するだけの広さがなかったことがわかったこと、また、東海道沿いにあり交通の要衝であるため取り締まり上問題があるということから、ハリス総領事ら各国代表は反発したようですが、神奈川宿ではなく横浜村が開港場として選定されたとのことでした。

170年前に来航した黒船（＝サスケハナ号）は、全長78.3メートルで、東京湾フェリー「しらはま丸」（全長78.8メートル）とほぼ同じ大きさで、当時日本の船の大きさと比べ、これまで見たこともない、黒く大きい威容な船にとっても驚いた様子が想像できます。

各港が開港したのち、税関の前身である「運上所」が開設されていくわけですが、1859年（安政6年）に「神奈川運上所」が、1868年（慶応3年）に「兵庫運上所」が開設されました。

「兵庫運上所」につきましては、開設された翌々日に、「王政復古の大号令」が出されたことから、わずか1カ月で事実上の閉鎖となりますが、1868年2月27日（慶応4年2月5日）に新政府によって、「神戸運上所」が設置されたところでした。

「神奈川運上所」につきましては、同じころ、1867年（慶応3年）に横浜役所に引き継がれ、その後、1871年（明治4年）になりますと、神奈川運上所は、神奈川県のもとを離れて大蔵省に所属することになり、その名称も「横浜運上所」に変更されたところでした。

因みに、通関業の歴史（安藤平著）によると、明治4年ごろ横浜税関（運上所）庁舎内に相談所を設けて邦人貿易業者の求めに応じて手数料を徴して相談にあずかり、あるいは通関手続きの代行を行い、明治7年には横浜税関長「星 亨」の命により共同営業として「開通社」という名称のもとに通関手続きの代理・代行などを開始し、明治10年から会社組織によって輸出入品の引き取り、積込の代理業務及び通関手続きの代理・代行業務を行ったのが通関業の始まりであろうとの記載があります。

1872年（明治5年）11月28日には、全国の運上所は、「税関」と呼称が統一されました。このことから、11月28日を「税関記念日」となりました。

翌1873年（明治5-6年）にかけて、横浜税関、神戸税関ともに初代本関庁舎が竣工しました。明治30年代に入りますと、現行の関税定率法の前身となる旧関税定率法が、明治30年に制定され、明治32年施行されました。

1899年（明治32年）6月の税関長会議で横浜税関から「税関仲立人運送人規則ノ制定ヲ要スル理由」が提出され、10月には、野中清氏（元横浜税関事務官、後に神戸税関長）は、濠州とインドの税関の事務方について見学する目的で出張しました。もめごともなく、非常に静かなことから、理由を聞いたところ「われわれはライセンス・カスタム・ブローカー、それに輸出入業者が頼み、それでもってやるから非常に税関の事務に通じており、それからまた

スムーズにいくのである」と聞き、日本でもやっただらよかるうということで、報告書を大蔵省に提出したところ採用されたそうです。

同32年には関税法が制定され、貨物を輸出入するには税関に申告して免許を受けることになりました。申告は、建前は貸主が申告することを前提としておりましたが、現実的には貸主自ら行うことは難しく、通関業者「税関仲立人」の需要が増加しました。

税関仲立人の増加に伴い、弱小業者が増大し申告に伴う課税や評価上のトラブルが多発したため税関仲立人規則が必要となり、明治34年7月に「税関貨物取扱人法」が施行されることとなりました。同法においては、税関貨物取扱人の営業を許可制とすることや業務に関して税関長の監督を受けることなどが規定されました。これが現在の「通関業法」の前身であります。

1900年（明治40年代）になりますと、横浜通関業会の前身である「横浜税関貨物取扱人同盟会」が、1910年（明治43年）6月20日には、「神戸税関貨物取扱人同盟会」が創立されました。

大正に入りますと、神戸税関において全国初の女性検査官が配属されました。1922年（大正11年）のことです。なお、初代神戸税関本関庁舎は、この年の2月に、不慮の失火によって焼失し、2代目横浜税関本関庁舎は、翌1923年（大正12年）に、関東大震災の発生によって、倒壊、焼失しております。

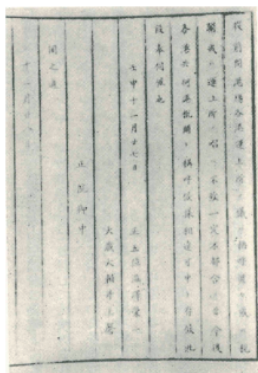
昭和に入ってから、昭和2年に時計塔がある2代目神戸税関本関庁舎が竣工し、昭和9年には、クイーンの塔がある横浜税関本関庁舎が竣工しました。トピックスとして2点、お話しします。

## 【トピックス①】日本税関の発足

Yokohama Customs



- 明治5年(1872年)11月27日、**渋沢栄一**と**井上馨**は、大蔵省を代表し、「税関」「運上所」と開港場によって異なっていた呼称を「税関」に統一してよいか、正院(太政官制における最高機関)に伺いを立てた
- 翌11月28日、全国一律に「税関」と改められた(=税関の発足)



税関呼称統一に関する「太政類典」中の記録。  
国立公文書館蔵 (出典) 税関百年史

從前開港場各港運上所ノ儀ハ稱呼区々或ハ税関或ハ運上所ト唱ヘ不致一定不都合ニ付今後各港共何港税関ト稱呼候様相達可申ト存候此段奉伺候也  
壬申十一月廿七日 正五位 澁澤榮一  
大蔵大輔 井上馨  
正院御中  
伺之通  
十一月廿八日

1872年（明治5年）11月28日に、運上所から税関へと呼称が統一された際、渋沢栄一と、井上馨が、前日の11月27日に、大蔵省を代表して、太政

官制における最高機関である正院に対して、税関への名称変更について伺いを立て、翌11月28日に税関が発足したところです。



## 【トピックス②】税関の歴史～歴史を飾った税関長～ Yokohama Customs



いとう ひろぶみ  
**伊藤 博文**

第3代神戸運上所長官  
(1868～1869年)

神戸運上所長官と兵庫県知事を兼務  
初代内閣総理大臣



ごたい ともあつ  
**五代 友厚**

初代川口運上所長官  
(1868～1869年)

大阪株式取引所（現・大阪取引所）、  
大阪商法会議所（現・大阪商工会議所）を  
創立



うえの かげのり  
**上野 景範**

初代神奈川運上所長官  
(1871～1872年)

米、英、オーストリアの  
各公使を歴任



なかじま のぶゆき  
**中島 信行**

第3代横浜税関長  
(1872～1874年)

初代衆議院議長



ほし とおる  
**星 亨**

第4代横浜税関長  
(1874年)

衆議院議長、米国公使、  
逓信大臣を歴任



よしはら しげとし  
**吉原 重俊**

第5代横浜税関長  
(1874～1875年)

初代日本銀行総裁

第3代神戸運上所長官の伊藤博文、初代川口運上所長官の五代友厚、そして、初代神奈川運上所長官

の上野景範をはじめとした歴史を飾った方々が、運上所長官・税関長をされております。

## 横浜税関と神戸税関のあゆみ②

Yokohama Customs



横浜税関のあゆみ		神戸税関のあゆみ
太平洋戦争（1941年（昭和16年）～1945年（昭和20年））		
本関庁舎が連合国軍総司令部（GHQ）により接収	1945年（昭和20年）	本関庁舎が連合国軍総司令部（GHQ）により接収
横浜税関再開	1946年（昭和21年）	神戸税関再開
	1950年（昭和25年）	本関庁舎接収解除
本関庁舎接収解除	1953年（昭和28年）	
横浜通関業会に改称	1967年（昭和42年）	
	1968年（昭和43年）	神戸通関業会に改称
横浜麻薬探知犬管理センター開設	1991年（平成3年）	神戸麻薬探知犬管理センター開設
阪神淡路大震災（1995年（平成7年））		
	1999年（平成11年）	3代目（現）本関庁舎竣工
全国初の横浜税関コンテナ検査センター開設	2001年（平成13年）	
	2002年（平成14年）	ポートアイランドコンテナ検査センター開設
3代目（現）本関庁舎増改築工事完了	2003年（平成15年）	
横浜開港150周年	2009年（平成21年）	
東日本大震災（2011年（平成23年））		
	2018年（平成30年）	神戸開港150周年
2022年（令和4年）税関発足150周年		
11月18日（月）横浜通関業会通関士部会報告会	2024年（令和6年）	

大蔵省・税関では、急増する輸出入貨物の流れを  
停滞させないよう、1966年（昭和41年）には、新

たに輸入通関制度を従来の賦課課税方式から申告納  
税方式に改めるために関税法の改正がありました。

翌昭和42年には、税関貨物取扱人法の全面改正が行われ、新たに「通関業法」が制定され、従来の税関貨物取扱人は通関業者という名称に変わり、「横浜税関貨物取扱人同盟会」は「横浜通関業会」と、また、「神戸税関貨物取扱人同盟会」も「神戸通関業会」と名称変更されました。

昭和53（1978）年には、通関業務を電子化した航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）を導入する等、通関手続の合理化、電子化などを行い、加速する貿易に対応してきたところです。

平成に入りますと、各地に麻薬探知犬管理センターが開設されました。

1995年（平成7年）には、阪神淡路大震災が発生し、神戸港は壊滅的な被害を受け、ポートアイランドや六甲アイランドでは、岸壁が崩れ、ガントリークレーンが傾くなど、港とともに発展してきた神戸市は危機的状況に陥ったところです。

神戸港が壊滅的な被害を受けておりましたので、その分、輸出入貨物は、横浜港をはじめとする他の港に運ばれたところでございます。

それに伴いまして、横浜税関をはじめとする他の税関の業務量が増加したことなどから、神戸税関の職員を他の税関に職員を派遣するための業務に携わったことが、記憶として残っております。

その後、平成13年には、全国で初めて横浜税関にコンテナ検査センターが開設され、翌年には、神戸ポートアイランドにコンテナ検査センターが開設されました。

2009年（平成21年）には、横浜開港150周年を迎えたところでありますが、翌年には、横浜税関の管轄内において、東日本大震災が発生しました。

横浜税関と神戸税関のあゆみのトピックスとして、本関庁舎についてお話しします。

### 【トピックス③】横浜・神戸税関本関庁舎

Yokohama Customs

#### 横浜税関本関庁舎

#### ～横浜の名所“クイーンの塔”～



**基本データ**  
1934（昭和9）年竣工  
敷地面積：7,202.71㎡  
建築面積：4,024.16㎡  
延床面積：15,955.32㎡

**クイーンの塔**  
イスラム寺院風  
塔の高さは約51mで、横浜三塔の中で一番高い。

**三連アーチ**

本関庁舎正面玄関（1号玄関）の装飾や5階の窓にも見られる三連アーチは、この建物の重要なモチーフ

**旧税関長室**  
GHQ連合軍総司令部により接収されていた際、一時的にマッカーサー元帥がこの部屋を使用したと伝えられている。

横浜市認定歴史的建造物として認定（2001（平成13）年）

横浜税関、神戸税関のいずれの本関庁舎も、改築しておりますが、昭和初期の建造物で、横浜税関本関庁舎の特徴としましては、やはり「クイーンの塔」

です。

イスラム寺院風の塔で、塔の高さは約51メートルで、横浜の3つの塔の中で一番高い建物です。右

下の写真にございますとおり、旧税関長室につきましては、GHQ、連合軍総司令部により接收され

ていた際、一時的にマッカーサー元帥がこの部屋を使用したと伝えられております。

### 【トピックス③】横浜・神戸税関本関庁舎

Yokohama Customs 

## 神戸税関本関庁舎

### ～みなと神戸のランドマーク“時計塔”～

**基本データ**  
1999(平成11)年竣工  
敷地面積 10,228.50㎡  
建築面積 5,231.94㎡  
総延面積 24,144.61㎡

**中庭**  
市民が自由に出入りできる空間として“開かれた税関”を象徴する。





**時計塔**  
阪神大震災から止まっていた大時計は、現庁舎竣工式から再び時を打ち始めた。

**旧税関長室**  
1929(昭和4)年に昭和天皇が行幸された際に使用され、戦後は、阪神淡路大震災の前まで税関長室として使用していた。



地域活性化に役立つ近代化産業遺産 商業貿易港として発展し続ける神戸港の歩みを物語る近代化産業遺産群に認定 (2007(平成19)年)

次に神戸税関本関庁舎についてです。

ご覧のとおり、特徴としては、やはり時計塔です。

右側の写真のとおり、旧税関長室につきましては、1929（昭和4）年に昭和天皇が行幸された際に使用され、戦後は、阪神淡路大震災の前までの間、税関長室として使用しておりました。

阪神淡路大震災では、本関庁舎の横にあった分庁舎は、大きく被害を受けて取り壊しになったところですが、1923年（大正12年）4月に着工した本関庁舎は、建設中に関東大震災（1923（大正12）年9月1日）が発生したため、耐震的強度を高める構造にしてあったようです。

このため、時計塔のある本関庁舎は、大時計が止

まるなどの被害はあったものの大震災にも耐え、本関庁舎部分を残しつつ現庁舎として、1999年（平成11年）に竣工し、大時計は、竣工式から再び時を打ち始めております。

横浜港・横浜税関、そして神戸港・神戸税関は、火災や大震災など大きな被害を受けるなどしたところですが、それらを乗り越えながら、加速する貿易に対応しつつ、2022年（令和4年）に税関発足150周年を迎えることができました。

「横浜税関と神戸税関のあゆみ」は、以上となります。

（横浜通関業会）

# 年末特別警戒における 密輸防止合同キャンペーン

## 長崎通関業会

長崎通関業会では長崎税関及び関係取締機関と合同で年末特別警戒密輸防止合同キャンペーンを実施しました。各地の様子は以下のとおりです。

参加された皆様、寒い中ご協力ありがとうございます

ました。

### 1. 長崎地区

令和6年12月9日（月）10：00～

長崎駅多目的広場 30名



### 2. 佐世保地区

令和6年12月5日（水）14：00～

四ヶ町アーケード 15名



### 3. 三池地区

令和6年12月4日（水）15：00～

ゆめタウン大牟田店 31名



### 4. 八代地区

令和6年12月4日（水）16：00～

ゆめタウン八代店 26名



# 各通関業会業務報告

## 東京

- 12月3日 原産地規則セミナー（関税協会東京支部共催）
- 5日 本関通関協議会HS女性部会
- 6日 ダイバーシティ講演会（連合会とNACCSセンター共催）
- 10日 安全保障貿易管理等説明会
- 11日 二水会、役員会
- 12日 成田地区通関協議会・保税会合同会議
- 20日 通関士部会拡大委員会（成田）
- 23日 本関通関協議会
- 25日 大井通関協議会
- 1月7日 三団体賀詞交換会（関税協会東京支部、東京税関保税会共催）
- 10日 ダイバーシティ推進部会WT事務打合せ
- 15日 会計監査
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）
- 17日 通関士部会委員会
- 22日 東京みなと祭り協議会総会  
// 本関通関協議会
- 24日 総務委員会
- 27日 大井通関協議会
- 29日 成田地区通関協議会
- 30日 本関通関協議会HS女性部会

## 横浜

- 12月10日 本関地区通関協議会
- 17日 宮城地区通関協議会
- 18日 千葉地区通関協議会  
// 本牧地区通関協議会

18日 宇都宮地区通関協議会

19日 川崎地区通関協議会

// 大黒地区通関協議会

1月14日 本関地区通関協議会

15日 宇都宮地区通関協議会

// 千葉地区通関協議会

16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）

// 川崎地区通関協議会

20日 研修委員会

// 通関士部会委員会

21日 宮城地区通関協議会

// 理事会

// 三木会

22日 本牧地区通関協議会

23日 大黒地区通関協議会

28日 通関士実務研修会講師打合せ会議

## 神戸

- 12月4日 安全保障貿易管理等説明会（対面及びWEB）  
// 姫路地区密輸キャンペーン
- 5日 小松島地区密輸キャンペーン
- 6日 高知地区との意見交換会（対面）
- 12日 通関士士部会 総務委員会（対面）
- 23日 通関時報12月号発行
- 1月14日 通関士部会 総務委員会（対面）
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）  
// 通関士部会 役員会（対面）  
// 神戸通関士部会と神戸税関業務部との

通関連絡協議会（対面）

20日 通関士教養講座（WEB）～23日（木）

24日 通関時報1月号発行

30日 第7次NACCS更改に係る変更点等の説明会（対面及びWEB）

## 大阪

12月3日 通関士部会 和歌山地区協議会

4日 密輸撲滅キャンペーン（関西空港駅）

5日 令和6年度（第3回）新任通関業務従業者研修

11日 通関士部会 総務委員会

// 通関士部会 業務委員会

// 通関士部会 役員会

// 通関士部会 税関業務担当者との連絡会

18日 通関事務連絡会

19日 原産地規則ワンポイント研修「第3回 輸入者自己申告」

1月15日 通関士部会 総務委員会

// 通関士部会 業務委員会

// 通関士部会 役員会

// 通関士部会 税関業務担当者との連絡会

16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）

22日 通関事務連絡会

// ミニ研修（分類事例）

28日～29日 他港（長崎）視察研修

## 名古屋

12月2日 清水支部文書による役員会（常任理事の選任）

3日 年末特別警戒キャンペーン（JR清水駅）

4日 理事会・一水会（理事・監事）

// 年末特別警戒キャンペーン（稲永、金城、飛鳥福祉センター）

5日 年末特別警戒キャンペーン（豊橋駅）

// 年末特別警戒キャンペーン（近鉄百貨

店四日市店ふれあいモール）

9日 清水支部輸出入商品分類研修（清水地区）

10日 本関通関事務研究会

11日 清水支部輸出入商品分類研修（浜松地区）

// 四日市支部通関士部会懇親会

12日 通関業務BCP対策委員会

// 通関士部会幹事会

// 清水支部通関事務研究会

17日 清水支部通関士部会定例会

// 清水支部興津通関事務担当者連絡会

// 清水支部焼津通関事務担当者連絡会

// 四日市支部通関事務研究会

// 四日市支部通関士部会幹事会

// 諏訪地区通関懇談会

18日 中部空港通関事務研究会・意見交換会

// 清水支部浜松通関懇話会

19日 西部通関事務研究会

// 豊橋地区通関事務研修会

25日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会

26日 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会

1月9日 一木会・通関士部会幹事会

14日 本関通関事務研究会

// 清水支部通関士部会定例会

15日 清水支部浜松通関懇話会

16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）

// 清水支部通関事務研究会

17日 清水支部輸出入事後調査等研修

21日 清水支部興津通関事務担当者連絡会

// 清水支部沼津通関懇話会

// 諏訪地区通関懇談会

22日 中部空港通関事務研究会

// 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会

23日 西部通関事務研究会

// 豊橋地区通関事務研修会

// 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会

28日 四日市支部通関事務研究会

28日 四日市支部通関士部会幹事会

## 門 司

- 12月2日 会員周知 「通関士専門研修募集案内」
- 3日 会員周知 「国家公務員倫理月間に合わせた関係事業者の皆様への啓発活動」について
- 〃 ダイバーシティに係るヒアリング（株ジェネック）
- 6日 会員周知 「荷主と物流業者との取引の公正化に向けた業界周知について」
- 10日 会員周知 「関税法基本通達等の一部改正について」
- 13日 徳山地区キャンペーン（徳山駅前）
- 16日 会員周知 「門司税関における年末年始の輸出入通関等の取扱いについて」
- 19日 門司通関士部会関門支部本関地区会議
- 1月10日 会員周知 「IFCBA2025京都世界会議」のご案内
- 15日 「安全保障貿易管理及び貿易管理サブシステムに関する説明会」（福岡港湾合同庁舎）
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）
- 〃 会員周知 「サイバーポートによるDX体験ワークショップ@博多」について
- 〃 会員周知 「荷主と物流業者との取引の公正化に向けた通関業者との取引に関する一層の配慮等」について
- 17日 会員周知 「消費生活用製品安全法等の改正」について
- 31日 会員周知 「NACCS関連資料」の送付

## 函 館

- 12月3日 国家公務員倫理月間に合わせた関係事業者の皆様への啓発活動について(周知)
- 5日 荷主と物流業者との取引の公正化に向

けた業界周知について（周知）

- 5日 新任通関士研修（～6日（金））
- 11日 関税法基本通達等の一部改正について（周知）
- 12日 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正の一部施行について（周知）
- 18日 「IFCBA2025京都世界会議」開催に向けた寄附金募集の申込み先変更について
- 19日 令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知について
- 23日 令和7年輸出入統計品目表の改正に係る検討結果について
- 24日 税関業務連絡会（本関、各支署）
- 26日 公正取引委員会による講演会について（案内）
- 1月6日 通関料金に係る新聞記事の送付について
- 10日 「IFCBA2025京都世界会議」のご案内
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）
- 〃 荷主と物流業者との取引の公正化に向けた通関業者との取引に関する一層の配慮等について（情報提供）
- 17日 消費生活用製品安全法等の改正について（周知）
- 28日 税関業務連絡会（本関、各支署）

## 長 崎

- 12月4日 年末特別警戒における密輸防止合同キャンペーン（三池地区）
- 〃 年末特別警戒における密輸防止合同キャンペーン（八代地区）
- 5日 年末特別警戒における密輸防止合同キャンペーン（佐世保地区）
- 9日 年末特別警戒における密輸防止合同キャンペーン（長崎地区）



- 12日 関税法基本通達等の一部改正についての周知
- // 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正の一部施行についての周知
- 20日 通関業務講習会（佐世保地区）
- 1月10日 ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置（輸出貿易管理令等の一部を改正）の周知
- // 「IFCBA2025京都世界会議」のご案内
- 15日 通関業務講習会（鹿児島地区）
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）
- // 通関業務講習会（志布志地区）
- 23日 通関業務講習会（三池地区）

- 24日 通関業務講習会（八代地区）
- 28日 大阪通関業会通関士部会との意見交換会
- 29日 通関非違事例（6.10~12）の送付
- 31日 神戸通関業会通関士部会との意見交換会

## 沖 縄

- 1月7日 役員会
- 10日 第3回WT会合
- 16日 ダイバーシティ推進部会WT会合（連合会主催）
- 17日 役員会
- 23日 通関士部会
- 24日 役員会
- 30日 役員会

## 2025 年度 通関士試験突破研修の受講のご案内

2025 年第 59 回通関士試験を目指す皆さま

日本通関業連合会では、通関士を目指す方を対象とした通関士試験突破研修を主催しています。テキストとスクーリング、模擬試験を軸に Web を活用した通信講座で、合格者を多数輩出しております。今年はトライしてみようと思う方、今年こそ合格したい方からの受講申込みをお待ちしています。

### 通関業連合会「通関士試験突破研修」の主な特色

1. 受講科目を 1 科目から選択できる、自由なコース設定
2. 経験豊富な 5 名の講師による最新のテキストと充実したスクーリング
3. スキマ時間を活用し、いつでもどこでも何度でもスマホでも視聴できるスクーリング
4. 出題傾向を熟知した講師が出題する 3 回の模擬試験
5. 受講生からの質問への丁寧な対応 ⇒ 質問回数は無制限
6. 教材テキストのほか、充実した参考資料の配付
7. リーズナブルな受講料

**1. 期間：**令和 7 年 4 月 16 日（水）～ 10 月 3 日（金）

### 2・研修科目

1 科目から 3 科目まで自由に選択できます。

- ① 通関業法
- ② 関税法等（関税法、関税定率法等関係法令）
- ③ 通関実務（通関書類の作成要領その他通関手続の実務）

### 3. 受講料

- 1 科目受講 22,000 円（各税込み）
- 2 科目受講 33,000 円
- 3 科目受講 44,000 円

受講料には、科目別テキスト、通関士六法※、通関士試験問題・解答集、模擬試験、質問など全て含まれています。追加の料金は発生しません。

※1 科目受講の方には配布されません。

#### 4. 主なスケジュール（予定）

- 4月～6月 スクーリング 3科目計 42時限（1時限あたり 45分程度）  
ビデオ配信にて実施します。  
通関業法 5時限 通関業法  
関税法等 19時限 関税法、関税定率法、暫定法、外為法等  
通関実務 18時限 関税評価、品目分類、経済連携協定、特恵関税、輸出入申告書作成、計算問題、
- 6月～9月 模擬試験 3回  
在宅受験となります。
- 随時受付 質問コーナー  
申込み直後から、24時間質問を受付けます。質問回数に制限はありません。

#### 5. 申込方法

申込期間：令和7年2月3日（月）～ 令和7年4月15日（火）※

申込方法：連合会 HP よりお願いします。

個人申込のほか、会社一括の申し込みもできます。

※4月9日までに申し込まれた方には、4月15日までにテキストを送付する予定です。詳しくはホームページをご確認ください。

#### 6. 留意事項

- メールアドレスを有すること、YouTube を視聴できる環境が必要となります。

**（一社）日本通関業連合会 研修事務局**

E-mail: kensyu@tsukangyo.or.jp

TEL: 03-6206-1086

さらに詳しく知りたい方、受講の申し込みはこちらから  
<https://www.tsukangyo.or.jp/pages/160/>



締切り間近 4月15日(火)まで

# 通関士試験突破研修



充実の  
スクーリング

40時間超えの講義  
Web配信



好評の教材

年度改正対応の最新版  
試験問題を網羅した充実の教  
材（3科目選択時：8部）



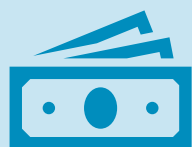
3回の  
模擬試験

出題傾向を熟知した講師が作  
成。在宅受検。  
通関実務科目は解答・解説ビ  
デオも配信



スキマ時間を  
有効活用

スクーリングは何度でも視聴可  
能  
テキストも持ち歩かずにWebで  
閲覧可能



自由で  
リーズナブル

受講料：追加料金なし(税込)  
1科目 22,000円  
2科目 33,000円  
3科目 44,000円

## 目指すあなたを後押しします

さらに詳しく知りたい方、受講の申し込みはこちらから

<https://www.tsukangyo.or.jp/pages/160/>

(一社) 日本通関業連合会 研修事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階  
E-mail: kensyu@tsukangyo.or.jp TEL: 03-6206-1086





貿易関連書類電子保管業務  
**NACCS-DMS®**

# NACCSで 書類の電子保管 始めませんか？

## お客様の声

- ★紙保管から電子保管に移行し、業務プロセスが改善した!!
- ★紙・トナーに掛かるコストが減り、事務所も片付いた!!
- ★営業部門も利用することにより、リアルタイムで情報が社内共有出来るようになった!!
- ★段ボールから書類を探す手間が無くなった!!
- ★書類廃棄費用や廃棄作業が大幅に減少した!!



通関業者様

## サービスイメージ



## お問い合わせ先

一般社団法人 日本通関業連合会 一般社団法人日本通関業連合会 業務部  
 Japan Customs Brokers Association 電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp

NACCS 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課  
 電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp



詳しくは  
 NACCS掲示板を  
 ご覧ください

★ サービスのご紹介やデモンストレーションの実施を随時受付けております。  
 ★ お気軽にお問い合わせください！

# JASTPROコード (日本輸出入者標準コード)

登



## 貿易手続デジタル化を促進し40年

### 本コードの 重要性と普及 のお願い

JASTPROコードは通関業界  
の「共用データベース」、  
情報資産です！

JASTPROコードは、税関への電子申告導入に備えて  
開発され、1983年の発給開始から、延べ20万件の  
登録をいただいています。

JASTPROコードは、NACCSをはじめ各種手続  
システムに組み込まれています。

JASTPROコードは、貿易手続デジタル化の礎で  
あり、今や輸出入申告のほぼ100%がNACCS  
申告となりましたが、先行・後続の各種手続に  
拡大していくためには、今後もJASTPROコード  
の普及拡大が必要です。

コード普及には、通関業者の皆様のご協力が不可欠で  
あり、今後ともご協力をお願いいたします。

### 申告業務 効率化に貢献

物流業界の人手不足が深刻化  
するなか、通関件数は輸入だ  
けで2億件に迫る勢いです！

IDA・EDAで法人番号を入力すると、輸出入者名・  
住所・電話番号が自動的に入力されますが、  
実はこの便利な機能の裏では、JASTPROコード  
が働いています。

JASTPROコードの登録情報は、弊協会が登録時  
の審査、定期的な更新で正確性を保っています。

JASTPROコードは、IDA・EDAでの入力ミスや  
表記のバラつきを防ぎ、通関業務の効率化と  
税関申告の「非違の削減」に貢献しています。  
輸出入者数も急増している今、一社でも多くの  
荷主様に、コードを登録いただくことが、通関業務  
の効率化、省力化につながります。

お問い合わせは [こちらから](#)▼

コードに関する お問い合わせ

<https://www.jastpro.org/pages/63/>



JASTPROホームページ



JAST  
PRO

# 録

# 推

# 奨

# のお願い

## 荷主様への推奨ポイントは？



### 貿易手続 に特化した 企業ID

JASTPROコードは  
NACCSの電子申告を支えています！

JASTPROコードは、貿易手続での利用に特化した企業IDです。

JASTPROコードには、貿易書類作成や手続に必要な法人番号、英文社名・住所、電話番号などが紐づけられており、主要な貿易手続システムに組み込まれています。

JASTPROコードをご利用いただくと、手続が自動化され、ヒューマンエラーによる手続の遅れがなくなります。貿易企業が取得する企業IDとして、貿易関係業界では広く認識されており、KYC情報として海外送金の審査などにもご活用いただいております。

### 簡単登録で スムーズ 通関！

JASTPROコードは、  
お申込みから最短3営業日後  
よりNACCSでご利用いただけます！

JASTPROコードの登録のお申込みは、添付資料として「商業・法人登記情報」および申込者様の本人確認資料をご用意いただければ、パソコンやスマホから365日・24時間可能です！

登録手続にお困りの場合は、「ヘルプスタッフ」がサポートいたします。  
詳しい手続については、ホームページでご案内しております。

一般財団法人  
日本貿易関係手続簡易化協会

お手続は [こちらから](#)▼

JASTPRO 各種手続

<https://www.jastpro.org/pages/265/>





**発行所：一般社団法人 日本通関業連合会**

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階  
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796  
E-mail: [jcba@tsukangyo.or.jp](mailto:jcba@tsukangyo.or.jp)  
URL: <https://www.tsukangyo.or.jp/>



**編集兼発行人：片 田 徹**

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。